

フィンランド

意匠法

2013年1月31日法律No. 109により改正された1971年3月12日法律No. 221

2013年9月1日施行

目次

第I章 総則

第1条

第1a条

第2条

第3条

第3a条

第4条

第4a条

第4b条

第5条

第5a条

第5b条

第5c条

第6条

第7条 [廃止]

第8条

第8a条

第8b条

第8c条

第II章 登録出願とその処理

第9条

第10条

第10a条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第18a条

第19条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 22a 条

第 23 条 [廃止]

第 23a 条

第 23b 条

第 23c 条

第 III 章 意匠登録の有効期間及び登録意匠の補正

第 24 条

第 25 条

第 25a 条

第 IV 章 譲渡, ライセンス, 強制ライセンス

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 V 章 意匠権の終了

第 31 条

第 31a 条

第 31b 条

第 31c 条

第 32 条

第 33 条

第 Va 章 共同体意匠

第 33a 条

第 33b 条

第 VI 章 情報提供の義務

第 34 条

第 VII 章 責任及び賠償金支払の義務

第 35 条

第 35a 条

第 36 条

第 36a 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 VIII 章 訴訟に関する規則

第 41 条

第 42 条 [廃止]

第 43 条

第 43a 条

第 43b 条

第 43c 条

第 44 条

第 VIIIa 章 国際意匠登録

第 44a 条

第 44b 条

第 44c 条

第 44d 条

第 44e 条

第 44f 条

第 44g 条

第 44h 条

第 IX 章 特別規定

第 45 条

第 46 条

第 46a 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

施行及び補正の申請

第 I 章 総則

第 1 条

意匠を創作した者又はその権原承継人は、本法に従って、登録により当該意匠に対する排他権(意匠権)を取得することができる。

第 1a 条

本条において、

- (1) 「意匠」とは、製品の全部又は一部の外観であって、当該製品自体又はその装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方若しくは素材の特徴に由来するものをいう。
 - (2) 「製品」とは、工業品又は手芸品であって、複合製品に組み立てることを意図した部品並びに包装、外装、図形的表象及び印刷書体を含むものをいう。
 - (3) 「複合製品」とは、取り替えることができる複数部品から成る製品であって、分解及び再組立が可能なものをいう。
- コンピュータ・プログラムは、第 1 段落(2)の意味での製品とはみなさない。

第 2 条

意匠は、それが新規であり、かつ、独自性を有する場合は、意匠権により保護される。意匠は、登録出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前に同一意匠が公衆の利用に供されていなかったときは、新規とみなされる。意匠は、それらの特徴が重要でない詳細においてのみ異なる場合は、同一であるとみなされる。意匠は、事情に通じた使用者に対して与えるその全般的印象が、登録出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前に利用に供されていた何れかの意匠により当該使用者に与えられた全般的印象と異なる場合は、独自性を有するものとみなされる。独自性を評価するに際し、当該意匠の開発における創作者の自由の程度について考慮しなければならない。複合製品の部品を構成する製品の意匠は、次の場合に限り、新規であり、かつ、独自性を有するものとみなされる。

- (1) 当該部品が当該製品の通常の使用中に目に見える状態にあり、かつ、
 - (2) 当該部品の目に見える特徴がそれ自体で新規性及び独自性についての要件を満たす場合
- 第 4 段落(1)の意味での「通常の使用」は、保守、点検又は修理作業を含まない。

第 3 条

意匠は、次の何れかの場合は、公衆の利用に供されたものとみなされる。

- (1) 登録手続又はその他において公告されている場合
 - (2) 展示され若しくは業として使用されているか又はその他周知となっている場合
- ただし、第 1 段落にいう事情が登録出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前に、欧州連合内で活動する関係分野に専門化した業界に通常の業として合理的に知られるに至っていない場合は、意匠は、公衆の利用に供されていないものとする。
- ただし、意匠は、それが秘密保持の条件に基づいて第三者に対して開示されたことを唯一の理由としては、公衆の利用に供されたものとはみなされない。

第3a条

保護を求める意匠が登録出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前の12月の期間中に次のように公衆の利用に供されていた場合は、当該意匠は、第2条にいう方法により公衆の利用に供されたものとはみなされない。

(1) 創作者により提供された情報若しくはなされた行動の結果として、当該創作者又は第三者による場合、又は

(2) 創作者との関係での濫用の結果としての場合

意匠創作者に関する第1段落の規定はまた、その権原承継人にも適用される。

第4条

意匠は、次の場合は、登録されない。

(1) 意匠が公序良俗に反する場合、又は

(2) 意匠が、出願日後又は優先権が主張される場合は優先日後に公衆の利用に供された先の意匠であって、前記日付より前の日付からフィンランドに関して登録された意匠により又は当該権利の出願により保護されているものと同一である場合

第4a条

意匠は、正当な許可なく次のものを含む場合は、登録されない。

(1) 国、地方自治体若しくは国際政府間組織の紋章、旗章その他の記章、名称若しくは略称又は前記の記章、標識、名称若しくは略称と混同を生じる虞がある図、名称又は略称

(2) 意匠の使用を意図している物品と同一又は類似の物品に関する検査又は保証についての公式標章又は証印

(3) 他人の商号若しくはフィンランドにおいて他人について確立した取引表象若しくは商標又は他人の姓、偽名若しくは類似の名称若しくは肖像と理解される虞があるもの。ただし、死亡後長期間が経過した人を明らかに示す名称又は肖像を除く。

(4) 他人の保護された文学作品又は芸術作品の表題が識別性を有する場合に、当該表題と解される虞があるもの、及び当該作品に対する他人の著作権又は写真映像権を侵害するもの

(5) フィンランドにおいて他人名義で登録されている意匠又は実用新案と実質的に異なるもの

第4b条

意匠権は、製品の外観についての特徴であって次の何れかに該当するものについては、存在しない。

(1) 専ら当該製品の技術的機能により定まるもの

(2) 当該意匠を組み込んだ製品を別の製品と機械的に接続し、又は別の製品の中に、周りに若しくはそれに対して配置し、何れの製品もその機能を果たすことができるようにするためには、正確な形状及び寸法で複製されなければならないもの

第1段落(2)に拘らず、モジュラーシステム内で互換可能な製品の多重組立又は接続を可能にする目的に適う意匠には、意匠権が存在する。

第5条

意匠により付与される保護の範囲は、事情に通じた使用者に異なる全般的印象を与えない意匠を含む。保護の範囲を評価するに際し、意匠の開発における創作者の自由の程度について考慮する。

第5a条

後記の例外に従うことを条件として、意匠権は、意匠権所有者以外の何人も意匠権所有者の同意なしに当該意匠を使用する権利を有さないことを意味する。使用とは、特に、意匠が適用されるか又は組み込まれた製品の製造、販売の申出、市販、使用、輸入、輸出又はそれらの目的での所持を指す。

第5b条

意匠権により付与される権利は、次のものには及ばない。

- (1) 非商業目的での意匠の私的使用
- (2) 実験目的での意匠の使用
- (3) 引用目的又は教授目的での複製行為。ただし、当該行為が公正取引の慣行に適合するものであり、かつ、当該意匠の通常の利用を不当に害さないこと及びその出所を明示することを条件とする。

意匠権により付与される権利は、外国において登録された船舶及び航空機が一時的にフィンランドに入ったときのそれら船舶及び航空機における装備、それら船舶及び航空機を修理する目的での予備部品及び付属品のフィンランドへの輸入又はそれら船舶及び航空機の修理の実施にも及ばない。

第5c条

意匠権は、製品が意匠権所有者により又はその者の同意を得て欧州経済地域内において市販された場合に、意匠権により保護された当該製品の使用を否認する権利を意匠権所有者に与えるものではない。

第6条

意匠の登録出願時にフィンランドにおいて意匠を業として使用していた者は、当該意匠に対する他人の権利の存在にも拘らず、その一般的性質を保持しつつ、そのような使用を継続することができる。ただし、当該使用が登録出願人又はその前権利者に対する明白な濫用を引き起こさなかったことを条件とする。類似の事情の下で、フィンランドにおいて業として意匠を使用するために実質的な措置を講じた者も、前記と同様の使用する権利を有する。

第1段落に定める権利は、当該権利が発生した事業又は当該意匠を使用する予定であった事業と一括してのみ、他人に移転することができる。

第7条 [廃止]

第8条

ある意匠が意匠登録又は実用新案保護に係る出願の対象であって、工業所有権の保護に関する

るパリ条約(フィンランド条約集 43/1975)又は世界貿易機関を設立する協定(フィンランド条約集 5/1995)の締約国において出願されている場合は、フィンランドにおける当該意匠に係る出願は、第 2 条及び第 6 条の適用上、当該外国における出願と同時にされたものとみなす。フィンランドにおける登録は、第 1 段落にいう締約国における登録出願の出願日から 6 月の期間内に出願しなければならない。

第 1 段落及び第 2 段落の規定は、その他の国においてされた出願であって、特許庁が締約国における出願と同等とみなす特別の理由を認めるものについても適用される。

第 1 段落の規定に従って優先権を享受するためには、出願人は、フィンランドにおける出願において、関係出願国及び出願日を記載して優先権を請求しなければならない。出願人は、関係出願番号も、分かり次第速やかに記載しなければならない。

第 8a 条

特許庁は、庁指令により、第 8 条にいう優先権を実証するよう出願人に命じることができる。出願人は、優先権を享受するためには、一定の期間内に、関係基本出願を受理した当局からの出願日及び出願人の名称を証明する証明書並びに出願書類及び出願に添付した意匠の表示の写し(前記当局により認証されたもの)を提出しなければならない。

第 1 段落にいう期間は、当該出願がフィンランドにおいてされた日から 3 月より早く満了するものであってはならない。

出願人が第 1 段落による命令に従わない場合は、優先権を享受することはできない。

第 8b 条

優先権は、当該意匠を対象とする最初の出願にのみを基礎とすることができる。

最初の出願をした者又はその権原承継人が同一の意匠に関して後の出願を同一の当局にした場合は、後の出願は、出願時に先の出願が取り下げられ、却下され又は拒絶され、かつ、当該事件において提出された書類が公衆の利用に供されていないこと、及び当該先の出願に基づく権利が何ら残っておらず、かつ、当該先の出願が優先権の根拠として役立っていないことを条件として、優先権の根拠として主張することができる。優先権が後の出願に基づいて受容される場合は、先の出願は、もはや優先権の根拠として主張することができない。

第 8c 条

第 11 条に従って複数登録を求めて出願がされた場合は、優先権は、1 又は複数の意匠について取得できる。

そのような出願がされた場合は、優先権は、複数の出願に基づいて主張することができるものとし、出願が異なる国においてされた場合も同様とする。

第 II 章 登録出願とその処理

第 9 条

特許庁とは、フィンランド特許登録庁をいう。

第 10 条

意匠登録出願は、特許庁に対して書面で行う。

出願には、意匠創作者を記載しなければならない。出願人が創作者でない場合は、出願人は、意匠権が出願人に移転されている旨を出願において確認しなければならない。更に、出願には、当該出願が関係する 1 又は複数の製品を明記しなければならない。

出願には、意匠の表示を添付しなければならない。出願人が第 18 条に従って登録が公告される前に見本も寄託する場合は、その見本は、当該意匠を開示するものとみなされる。

第 10a 条

意匠登録出願は、出願人が当該意匠の表示又はその見本を特許庁に寄託し、かつ、出願手数料を納付するまでは、されたものとはみなされない。

出願に関する追加手数料の納付に関する規定は、政令により定められる。

第 11 条

出願には、意匠に関する国際分類を定めるロカルノ協定(フィンランド条約集 22/1972)により決定された分類に従って登録出願に記載された製品が同一分類に該当する場合は、複数の意匠を含めることができる。

第 12 条

フィンランドに住所を有さない出願人は、出願に関する事項について出願人を代理する権限を付与された欧州経済地域に居住する代理人を有さなければならない。

第 13 条

出願は、意匠の全般的印象の本質的な特徴を保持しない方法により補正してはならない。

第 14 条

意匠登録出願を審査するとき、特許庁は、政府により定められた範囲内において、意匠登録条件が満たされているか否かを確認する。出願人が出願に関する所定の要件を満たしていない場合又は当該出願の受理にその他の異論が存在していると特許庁が認める場合は、出願人は、庁指令により、所定期間内に当該異論について応答するか又は訂正をするよう求められる。

出願人が、所定期間内に陳述書を提出すること又は注意を喚起された欠陥を是正するための措置を講じることを怠った場合は、当該出願は却下される。その旨の警告を当該庁指令に含めなければならない。

ただし、所定期間の満了後 2 月以内に出願人がそれを請求して庁指令に応答するか又は欠陥を是正する措置を講じ、かつ、同期限内に所定の回復手数料を納付する場合は、出願は回復

される。回復は、1回に限り認められる。

第15条

出願人の応答後もなお受理に対して何らかの異論が残っていた場合は、当該出願人がその異論に応答する機会を有していたことを条件として、当該出願は、その受理に対する異論がある限り、出願人に対して更なる序指令を与える理由が存在する場合を除き拒絶される。

第16条

何人かが意匠に関して出願人よりも強い権利を有する旨を特許庁に対して主張し、かつ、当該事項が明確でないと認められる場合は、特許庁は、当該人に対して一定期間内に訴訟を提起するよう指示することができる。訴訟が提起されない場合は、当該主張は無視され、出願についての更なる審査手続が進められる。

意匠に係るより強い権利に関する紛争が裁判所に係属している場合は、登録出願は、当該事件が最終的に解決されるまで手続を停止することができる。

第17条

何人かが意匠に関して出願人よりも強い権利を有する旨を特許庁に対して証明した場合において、当該人が請求するときは、特許庁は、当該出願を当該人に移転する。移転を受けた者は、新たに出願手数料を納付しなければならない。

移転が請求された場合は、当該移転請求が最終的に決定されるまで、当該出願を補正、却下、拒絶又は受理してはならない。

第18条

出願書類が所定の様式で作成されており、かつ、受理に対する異論が認められない場合は、特許庁は、当該意匠を登録し、かつ、登録を公告する。

ただし、出願人の請求がある場合は、出願日又は第8条に基づき優先権が主張される日から起算して最大6月間、登録及び公告を繰り延べることができる。繰延請求は、申請様式で行う。

第18a条

異議申立は、意匠公報における登録公告の日から2月以内に、書面で特許庁に対して行う。

登録出願が、第1条に基づいてその権利を有していない者によりされた場合は、自らが当該意匠について権利を有すると考える者は、異議を申し立てることができる。

意匠が正当な許可なしに第4a条(1)及び(2)にいう表象又は標章を含む場合において、自己の権利がその登録により侵害される者は、異議を申し立てることができる。

意匠が第4条(1)若しくは(2)又は第4a条(3)から(5)までに抵触する場合は、抵触する権利の出願人又は所有者は、異議を申し立てることができる。

第2段落から第4段落までに規定される以外の事件においては、何人も異議を申し立てることができる。

第 19 条

第 18 条に基づく出願人の繰延請求の後に出願書類が秘密扱いされるべきである場合を除き、出願書類は、公衆の利用に供される。

繰延が請求された場合は、出願書類は、出願日又は第 8 条に基づき優先権が主張される日から起算して 6 月以内に設定される所定の期間の満了時に公衆の利用に供される。当該所定期間中に特許庁が出願を却下又は拒絶するべき旨の決定を下した場合は、出願人が出願の審査の回復を請求し又は審判請求をしない限り、出願書類は、公衆の利用に供されない。

第 20 条

第 18a 条第 1 段落に定める異議申立期間の満了後、意匠登録に対してされた異議申立を審査する。第 14 条から第 17 条までは、該当する場合は当該審査において準用される。異議申立人が異議申立を取り下げた場合においても、当該事件は、そうすることに特別の理由があるときは、これを審理することができる。

異議申立の場合は、登録所有者は、その旨の通知を受ける。異議申立が明らかに不当なものでない場合は、所有者はまた、異議申立に応答する機会も与えられる。

異議申立を審査した後、特許庁は、登録に支障がある範囲で登録を取り消す。登録を取り消す決定が確定したときは、当該決定を公告する。

登録に支障が認められない場合は、特許庁は、異議申立を拒絶する。

第 21 条

出願人は、登録出願に関し特許庁の下した最終決定が自己に不利なものである場合は、当該決定に対して審判請求をすることができる。登録に対する異議申立に関し特許庁の下した最終決定に対しては、敗訴当事者が審判請求をすることができる。出願人は、第 14 条第 3 段落に規定する回復請求の拒絶及び第 17 条に規定する移転請求の受理に対して審判請求をすることができる。移転請求をする者は、自己の請求の拒絶に対して審判請求をすることができる。

第 22 条

本法に基づき特許庁の下した決定に対する審判請求は、フィンランド特許登録庁に関する法律(575/1992)に規定されている、市場裁判所にしなければならない。

市場裁判所における司法手続に関する法律(100/2013)の規定は、第 1 段落にいう市場裁判所による審判請求の審理に適用される。

第 22a 条

特許庁が第 44a 条にいう国際事務局から国際登録の通知を受領し、かつ、当該登録において保護が開始する日が、同一の意匠のフィンランドでの登録により付与される保護が開始する日より早く、また、当該国際登録の対象である意匠がフィンランドでの意匠登録におけるものと一部又は全部が同一である場合は、特許庁は、フィンランドでの登録に関する自らの決定を取り消し、当該事項について新たな決定を下す。

第 23 条 [廃止]

第 23a 条

特許庁が意匠登録簿に意匠を記載するときは、当該意匠に登録番号を付与する。複数登録の場合は、登録されるすべての意匠に共通の登録番号を付与する。意匠権所有者は、登録証を交付される。

登録簿には、次の事項を記載する。

- (1) 出願番号及び意匠登録番号
- (2) 意匠権所有者の名称、住所及び宛先並びに所有者が代理人により代理される場合は、代理人の名称、住所及び宛先
- (3) 意匠創作者の名称及び宛先
- (4) 意匠登録の目的である物品の表示及び意匠に指定された分類の表示
- (5) 次の日付の表示
 - (a) 第 10a 条に従って登録出願がされたとみなされる日
 - (b) 出願書類が公衆の利用に供された日
 - (c) 意匠が登録された日
 - (d) 登録が公告された日
- (6) 請求された優先権についての情報。優先権を生じさせる出願がされた場所並びに当該出願の日付及び出願番号
- (7) 意匠の表示
- (8) 見本が提出されているか否かについての情報
- (9) 意匠が第 25a 条に基づいて補正されているか否かについての情報
- (10) 第 31 条に基づく意匠の部分的取消に関する情報

第 23b 条

第 27 条にいう記載においては、権利所有者の名称、住所及び宛先並びに意匠権又はライセンス若しくは譲渡抵当権の移転の日付を示すものとする。ライセンスに関してその旨の請求がある場合は、更なるライセンスを付与する意匠権所有者の権利が制限されているか否かについて注記しなければならない。

注記に関する問題を直ちに解決することができない場合でも、注記が請求されている旨を登録簿に注記する。

第 1 段落は、強制ライセンス及び第 32 条第 2 段落に定める権利に関する注記に準用される。意匠についての権利が差押の対象である旨の通知があったときは、これを意匠登録簿に注記する。

代理人に関する補正の通知も、登録簿に注記する。

第 23c 条

意匠権所有者が第 33 条第 1 段落に従って意匠についての権利を放棄する旨を通知し、かつ、ライセンスが登録簿において注記されている場合は、実施権者は、当該意匠が登録簿から抹消される前に通知を受けると共に、当該事項における自己の利益を保全するために十分な期間を認められる。

第 III 章 意匠登録の有効期間及び登録意匠の補正

第 24 条

意匠登録は、登録出願がされた日から起算して 5 年間効力を有する。登録は、請求に基づいて、5 年ずつ更に 4 期間更新することができ、それら各期間は、前期間の満了から起算される。

ただし、当該意匠が複合製品の部品であり、かつ、当該複合製品の元の外観を回復するために使用される場合は、保護の最長期間は 15 年とする。

第 25 条

登録は、現行登録期間の満了前 1 年以内かつ満了後 6 月以内に更新することができる。出願人が登録簿記載事項を補正することを希望する場合は、特許庁に対して書面で申請しなければならない。申請がない場合も、更新手数料が納付された場合は、登録は更新されたものとみなされる。

登録更新は、公告される。

第 25a 条

登録意匠は、第 1 条、第 1a 条、第 2 条、第 3 条、第 3a 条、第 4 条、第 4a 条又は第 4b 条の規定に反して登録されたものである場合は、所有者の書面による請求により補正することができる。ただし、補正された形態において、当該意匠は本法において定める登録要件を満たさなければならず、かつ、当該意匠の全般的印象に係る本質的な特徴が変更されてはならない。当該申請については、意匠補正手数料の納付を要する。

登録に対する如何なる補正も、公告される。

第 IV 章 譲渡, ライセンス, 強制ライセンス

第 26 条

意匠権は、移転することができる。

意匠権所有者が業として当該意匠を実施する権利を他人に対して与えた場合(ライセンス)は、ライセンシーは、その旨の合意がなければ、自らの権利を譲渡することができない。

ただし、事業に伴うライセンスは、事業が譲渡されるときは、別段の合意がない限り、譲渡することができる。この場合は、譲渡人は、引き続き、ライセンス契約の履行を保証する責任を負う。

第 27 条

意匠権又はライセンスの移転の場合は、請求及び所定の手数料の納付により、その旨の注記が意匠登録簿に記載される。これは、意匠権に設定された譲渡抵当権についても同様とする。登録簿に記載されたライセンス又は譲渡抵当権が効力を失ったことが証明された場合は、当該記載事項は抹消される。

第 1 段落は、強制ライセンス及び第 32 条第 2 段落にいう権利について準用される。

複数登録の場合は、意匠権の移転は、当該意匠のすべてについてのみ記載することができる。

意匠権に関する訴訟その他の事件において、意匠登録簿に意匠権所有者として最後に名称が記載されている者が当該意匠権の所有者であるとみなされる。

意匠権又は意匠権に関するライセンス若しくは譲渡抵当権の譲渡について意匠登録簿への記載を請求する者は、当該請求の時点において善意で行為していたことを条件として、それ以前に意匠権又はそれに関する権利の譲渡がありながら以前に記載請求の対象となっていなかったことによって不利な影響を受けることはない。

第 28 条

意匠を開示する書類が公衆の利用に供された時点において登録出願の対象になっている意匠をフィンランドにおいて業として使用していた者は、当該意匠が登録された場合は、当該意匠を使用するための強制ライセンスを取得することができる。ただし、特段の理由が存在すること、及び当該人が当該出願を知らず、かつ、合理的にそれを知得できなかったであろうことを条件とする。同様の事情で、フィンランドにおいて業として当該意匠を使用するための実質的な措置を講じた者は、当該強制ライセンスを受ける権利を有する。強制ライセンスはまた、意匠が登録される前の期間に係わらせることもできる。

第 29 条

強制ライセンスは、容認できる方法で、かつ、ライセンス条件に従って当該意匠を使用することができないと認められる者には、付与することができない。

強制ライセンスは、意匠権所有者が自ら当該意匠を使用すること又はライセンスを付与することを妨げるものではない。強制ライセンスの移転は、当該意匠が使用されているか又は使用される予定の事業と一括してのみ、これを行うことができる。

第 30 条

強制ライセンスは裁判所により付与されるものとし、裁判所はまた、当該意匠を使用できる範囲及び当該ライセンスの対価その他の条件も決定する。実質的な事情変更により要求される場合において、利害関係人による請求があるときは、裁判所は、ライセンス付与を取り消すか又は新たな条件を定めることができる。

第V章 意匠権の終了

第31条

意匠が第1条、第1a条、第2条、第3条、第3a条、第4条、第4a条又は第4b条に反して登録され、かつ、登録に対する支障が存続している場合において、裁判所は、登録取消訴訟が提起されたときは、当該登録の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、登録は、登録名義人が当該意匠権の部分的所有者に過ぎないとの理由により取り消されることはない。第1条に定義される正当な意匠所有者でない者に登録が付与されている場合において、当該意匠の権利者であると主張する者は、登録取消訴訟を提起することができる。

第4a条(1)又は(2)の規定に反して登録が付与されている場合において、自己の権利を当該登録により侵害されている者は、登録取消訴訟を提起することができる。

第4条(2)又は第4a条(3)から(5)までの規定に反して登録が付与されている場合において、抵触する権利の出願人又は所有者は、登録取消訴訟を提起することができる。

登録取消訴訟はまた、当該訴訟が第4条(1)又は第4a条(1)若しくは(2)の規定に基づく場合は、公訴官もこれを提起することができる。

第2段落から第5段落に定める以外の場合において、登録の結果損害を被る者は、訴訟を提起することができる。

第31a条

第31条第2段落にいう場合において、訴訟は、原告が登録の事実及び当該訴訟の基礎であるその他の事情を知った後1年以内に提起しなければならない。

意匠権所有者が、当該意匠が登録された時又は当該意匠権が自己に移転された時に善意で行為していた場合は、訴訟は、登録後3年より後に提起することはできない。

第31b条

意匠登録の部分的取消については、その取消後の意匠が本法に定める登録要件をなお満たしており、かつ、当該意匠の全般的印象に係る本質的な特徴が不変の場合に限り、これを行うことができる。

第31c条

意匠登録は、それが失効し又は権利放棄された後であっても、無効と宣言することができる。

第32条

意匠が第1条に定義する正当な所有者でない者の名義で登録されている場合は、裁判所は、正当な所有者が訴訟を提起した時に、当該正当な所有者に登録を移転する。当該訴訟は、第31a条に定める期間内に提起しなければならない。

意匠登録を拒絶された者がフィンランドにおいて業として当該意匠について善意で使用を開始し、又はその目的で実質的な措置を講じていた場合は、その者は、合理的な対価の支払及びその他の合理的な条件の遵守により、当該意匠の一般的性質を保持しつつ、そのような使用を継続し又は予定していた使用を開始することができる。同様の事情の下で、意匠登録簿に記載されたライセンスの所有者もまた同一の権利を有する。

第 2 段落に定義する権利は、当該意匠が使用されているか又はその使用が予定されていた事業と一括してのみ、これを移転することができる。

第 33 条

意匠権所有者が陳述書により意匠権を放棄する旨を宣言した場合は、特許庁は、当該意匠を登録簿から抹消する。

意匠権が差押の対象となるか若しくは意匠権に関する譲渡抵当権が登録簿に登録された場合又は登録の移転に関する紛争が裁判所に係属している場合は、当該差押若しくは譲渡抵当権が存続し又は当該紛争が最終的に解決されない間は、意匠権所有者の請求があっても当該意匠を登録簿から抹消することはできない。

第 Va 章 共同体意匠

第 33a 条

共同体意匠とは、共同体意匠に関する理事会規則(EC)No. 6/2002 に従う未登録意匠及び欧州連合の域内市場において機能する欧州共同体商標意匠庁(以下「共同体商標意匠庁」という)により理事会規則に基づいて登録された意匠をいう。

第 33b 条

共同体意匠の登録出願は、フィンランド特許登録庁にすることができ、同庁は共同体意匠に関する理事会規則に規定されているようにこれを共同体商標意匠庁に送付する。

送付手数料は、共同体意匠出願時に、フィンランド特許登録庁に納付することができる。

第 VI 章 情報提供の義務

第 34 条

意匠登録出願をした者が、出願書類が公衆の利用に供される前に、他人に対する主張をする際に自己の出願を援用する場合は、その者は、請求があるときは、当該他人に対して出願書類を閲覧させなければならない。

他人に対する直接の表明により、宣伝広告において、物品上若しくは物品の包装上への記載若しくはラベル貼付により、又はその他の方法により、意匠登録出願済か又は意匠登録済である旨を表示しながら、同時に出願番号又は登録番号についての情報を提供していない者は、請求があるときは、当該情報を遅滞なく提供しなければならない。意匠登録出願済か又は意匠登録済である旨を明確には示していないが、状況からそのように考えられる場合において、関係人は、請求があるときは、登録出願済か又は意匠登録済か否かを遅滞なく通知しなければならない。

第 VII 章 責任及び賠償金支払の義務

第 35 条

裁判所は、意匠権を侵害する者に対して、当該侵害行為の継続又は反復を抑制することができる。

故意の意匠権侵害の場合は、当該行為がフィンランド刑法第 49 章第 2 条に基づいて工業所有権に対する犯罪として罰せられる場合を除き、侵害者は、意匠権侵害について罰金を科される。

意匠権侵害に対する訴追については、被害者が当該違反に基づく訴訟を提起する場合に限り、公訴官がこれを行うことができる。

第 35a 条

第 35 条第 1 段落にいう訴訟の審理に当たり、裁判所は、意匠権所有者の請求があるときは、送信機、サーバー若しくはその他類似の装置の管理者又は送信機としての役割を果たす他のサービス・プロバイダーに対し、違反した場合は罰金を科するとの条件で、登録意匠を侵害するとされている使用の継続を禁止すること(差止命令)ができる。ただし、この禁止が侵害者と被侵害者の権利に鑑みて、又は媒介者及び意匠権所有者の権利に鑑みて、均衡を失すると認められる場合はこの限りでない。

第 35 条第 1 段落にいう訴訟の提起前に、裁判所は、意匠権所有者の請求があるときは、差止命令を発出することができる。ただし、第 1 段落に定める前提条件が存在し、かつ、そうしない場合は意匠権所有者の権利が著しく損なわれることが明白であることを条件とする。裁判所は、差止命令の当事者及び意匠権侵害の当事者の双方に対し、聴聞を受ける機会を与えなければならない。差止命令の当事者への通信は、郵便、ファクシミリ又は電子メールであることができる。

裁判所は、請求がある場合において、事件の緊急性から必要なときは、侵害者とされる者を聴聞することなく、第 2 段落にいう差止命令を仮差止命令として発出することができる。当該差止命令は、別段の命令があるまで効力を有する。当該差止命令が発出された後は、侵害者とされる者は、遅滞なく、聴聞を受ける機会を与えられなければならない。侵害者とされる者が聴聞を受けたときは、裁判所は、遅滞なく、当該命令の効力を維持するか又は当該命令を撤回するかの何れかを決定しなければならない。

本条に基づいて発出された差止命令は、通信を送受する第三者の権利を損なうものであってはならない。差止命令は、原告が施行法(705/2007)第 8 章第 2 条にいう担保を執行官に差し出した時に効力を生じる。訴訟手続法第 7 章第 7 条の規定は、担保提供を免除される可能性に適用される。第 2 段落又は第 3 段落に基づいて発出された差止命令は、第 35 条第 1 段落にいう訴訟が差止命令の発出から 1 月以内に裁判所に提起されない場合は失効する。

差止命令を要求した当事者は、第 35 条第 1 段落にいう訴訟が却下され又は認容できないと判断された場合又は原告が自己の訴訟を放棄し若しくは裁判所に出頭しなかったために事件の処理が事件目録から外された場合は、差止命令の実施により生じた損害及び事件に起因するその他の費用について、差止命令の対象となった当事者及び侵害者とされた者に対して補償しなければならない。差止命令が第 3 段落に基づいて撤回されたか又は第 4 段落に基づいて失効した場合についても同様とする。損害及び費用に係る補償を求めて訴訟が提起された場

合は、訴訟手続法第7章第12条の規定が適用される。

第36条

故意又は過失により意匠権を侵害した者は、意匠の使用に対する合理的な賠償金及び当該侵害により生じた更なる損害に対する賠償金を支払わなければならない。過失が軽微であった場合は、賠償金の額は減じることができる。

故意又は過失なしに意匠権を侵害した者は、合理的と認められる限りにおいて、当該意匠の使用に対する賠償金を支払わなければならない。

意匠権侵害を理由とする賠償請求訴訟は、当該損害が生じた時から5年以内に提起しなければならず、これを怠った場合は、賠償請求権は消滅する。

第36a条

意匠権の侵害に関する紛争において、裁判所は、原告の請求に基づき、被告が意匠権を侵害したと判断する終局判決に関する情報を適切な手段で公表するために原告が負った費用を原告に補償しなければならない旨を被告に命じることができる。そのような命令は、当該情報の流布が何れかの法律により制限されている場合は、これを発出してはならない。裁判所は、当該命令の発出及び内容を検討するに当たり、当該問題の公表の一般的な意義、侵害の種類及び範囲、公表手続に伴う費用並びにその他の関連事項に注意を払わなければならない。

裁判所は、被告が支払うべき合理的な公表費用の最高限度額を定める。終局判決が下された日から起算する、裁判所が定めた期間内に判決に関する情報が公表されなかった場合は、原告は、補償を受けることができない。

第37条

自己の意匠権を侵害された者による請求を受けた場合は、裁判所は、侵害の継続を合理的に防止するために、他人の意匠権に抵触してフィンランド国内で製造され若しくはフィンランド国内に輸入された物品又は使用すれば意匠権を侵害することになるような物品について、一定の方法で改作すべき旨、残存保護期間中安全に保管すべき旨、廃棄すべき旨又は違法に製造若しくは輸入された物品の場合は、対価と引換えに、権利を侵害された者に引き渡すべき旨を命じることができる。本規定は、当該物品又はそれらに係る特別の権利を善意で取得し、かつ、自らは意匠権を侵害しなかった者については適用されない。

第1段落にいう物品は、フィンランド刑法第49章第2条又は本法第35条に基づく罪が犯されたと認められる場合は、押収することができる。そのような場合は、強制措置法(806/2011)における押収に関する規定に従う。

第1段落の規定に拘わらず、裁判所は、特別の理由が存在し、かつ、請求された場合は、第1段落にいう物品の所有者に対して、残存保護期間中又はその一部期間中、合理的な対価と引換えに、かつ、その他の合理的な条件に基づいて、当該物品の処分権を付与する命令を発出することができる。

第38条

意匠登録出願書類が公衆の利用に供された後に当該出願の対象である意匠を何人かが第5a条の規定に違反して使用した場合は、当該意匠の登録が認められる限りにおいて、意匠権侵

害に関する本法の規定が準用される。ただし、この場合は、罰を科することはできない。出願が第 18 条に従って公告される前の意匠使用によって生じた損害に対する賠償金額は、第 36 条第 2 段落に従って決定される。

第 36 条第 3 段落の規定は、意匠登録後 1 年以内に賠償請求訴訟が提起された場合は、適用されない。

第 39 条

意匠登録が終局判決の結果取り消された場合は、フィンランド刑法第 49 章第 2 条又は本法第 35 条から第 38 条までに規定する罰、賠償金その他の保護手段は、これを命じてはならない。

第 40 条

故意により又は軽微でない過失により第 34 条に基づく義務を履行しない者は、罰金を科される。

第 34 条にいう何れかの場合に不実の情報を提供する者は、当該行為に関してフィンランド刑法に罰則の規定がないときは、罰金を科される。

本条にいう犯罪により有罪とされる者は、生じた損害について賠償しなければならない。ただし、過失が軽微である場合は、損害賠償金の額は減じることができる。

本条に定義する犯罪に基づく訴訟は、被害者が当該違反に基づく告訴をした場合に限り、公訴官がこれを提起することができる。

第 VIII 章 訴訟に関する規則

第 41 条

意匠権所有者又はライセンス若しくは強制ライセンスにより意匠を使用することができる者は、他人との関係について自己に不利益となる何らかの不確実性が存在する場合は、自己が登録により当該他人に対して保護されるか否かの決定を求める訴訟を提起することができる。同じ状況の下で、事業活動を営んでいる者又は事業活動を営む意図を有する者は、意匠権所有者に対して、当該特定の登録が自己の事業活動に対する支障となるか否かの決定を求める訴訟を提起することができる。

第 42 条 [廃止]

第 43 条

本法に基づく紛争及び出願事件は、市場裁判所により審理される。

市場裁判所は、第 33a 条にいう理事会規則に規定されるように、共同体意匠に関する事項において管轄権を有する裁判所として機能する。

市場裁判所における司法手続に関する法律の規定は、市場裁判所による紛争及び出願事件の審理に適用される。

第 43a 条

フィンランド刑法第 49 章第 2 条にいう知的所有権に係る犯罪であって、意匠権を侵害するものの告訴、本法第 35 条第 2 段落にいう意匠権侵害の告訴及び本法第 40 条にいう犯罪の告訴は、ヘルシンキ地方裁判所により審理される。

第 36 条及び第 40 条第 3 段落に基づく賠償の請求又は第 37 条に基づく請求であって、告訴にいう犯罪に起因するものは、第 43 条の規定に拘わらず、第 1 段落にいう告訴と関連して審理される。

裁判所は、請求がなされた後にその管轄権の基礎となっている状況が変わった場合であっても、第 2 段落にいう請求を審理する権限を引き続き有する。

第 43b 条

市場裁判所における司法手続に関する法律第 4 章第 22 条の規定であって、市場裁判所の、陳述書を請求する権利に関するものは、第 43a 条にいう事件を審理する裁判所の、特許庁による陳述書を請求する権利に適用される。

第 43c 条

第 43a 条にいう事件を審理するに際し、地方裁判所は、市場裁判所法(99/2013)第 7 条(2)にいう専門家構成員のうち最大 2 名の援助を受けることができる。

専門家は、地方裁判所から提出された事項に関する陳述書を提供しなければならない。専門家は、当事者及び証人に尋問する権限を有する。地方裁判所は、当事者に対し、専門家の陳述書に関する見解を事件の決定前に述べる機会を用意しなければならない。

専門家の手数料に関する市場裁判所法第 37 条の規定は、専門家の手数料を受け取る権限に適

用される。

第 44 条

市場裁判所の自己の決定を通知する義務に関する、市場裁判所における司法手続に関する法律第 4 章第 23 条の規定は、第 43a 条にいう事件の審理を行う裁判所の決定を特許庁に通知する義務に適用される。

第 VIIIa 章 国際意匠登録

第 44a 条

国際意匠登録とは、工業意匠の国際登録に関するヘーグ協定に関する 1999 年 7 月 2 日のジュネーブ改正協定に従い世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)によって行われた意匠登録をいう。

フィンランド特許登録庁は、国際登録に関するすべての行為についてフィンランドにおいて責任を有する特許庁であり、フィンランドにおいて効力を有する国際登録の記録を保管する。

第 44b 条

フィンランド国民又はフィンランドに住所を有する、居住する若しくは現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する者は、国際事務局又は特許庁に対して国際登録出願をすることができる。

特許庁に対してされた出願は、遅滞なく国際事務局に送付される。出願人は、出願時に送付手数料を特許庁に納付しなければならない。

第 44c 条

国際出願は、ジュネーブ改正協定に従って、書面で行う。

出願において、その保護を求める国又は政府間組織を指定する。出願人は、出願をする時に、ジュネーブ改正協定に定める手数料を国際事務局に納付しなければならない。

第 44d 条

フィンランドを指定する国際意匠権登録は、国際事務局から付与された登録日以降、本法に基づく国内出願と同一の効果を有する。国際登録には、本法において及び本法に基づいて定められる規定が準用される。

国際登録は、国際事務局に申請することにより更新することができる。

第 44e 条

特許庁は、フィンランドを指定する国際登録に関する通知を国際事務局から受領した時は、登録に何らかの支障があるか否かを審査する。

国際登録が本法に定める登録条件を満たしていないと特許庁が認める場合は、特許庁は、当該国際登録はフィンランドにおいて無効である旨を、理由を付した拒絶通知書をもって国際事務局に通知する。拒絶通知は、当該国際登録の公告日から 12 月以内にしなければならない。拒絶通知の後、国際登録所有者は、特許庁が定める期間内に陳述をする権利又は国際登録をフィンランドについて取り消す権利を有する。拒絶通知について意見を述べる登録所有者の陳述書において、当該意匠が本法に定める登録条件を満たしている筈であることについての理由を挙げていない場合は、特許庁は、国際登録はフィンランドにおいて無効である旨又は部分的効果のみ有する旨を決定する。登録を部分的又は全面的に拒絶する決定が確定したときは、当該決定を意匠公報において公告する。

第 44f 条

第 18a 条に定める期間内に国際登録に対して異議申立がされた場合は、特許庁は、第 44e 条第 2 段落にいう期間内に、同事項についての通知書を、理由を付して国際事務局に送付する。登録所有者は、所定の期間内に異議申立に関する陳述書を提出する機会を与えられるものとし、特許庁は、同期間の経過後、異議申立を審査する。特許庁が当該登録は本法に定める登録条件を満たしていないと認めた場合は、特許庁は、当該国際登録はフィンランドにおいて無効である旨又は部分的効果のみを有する旨を決定する。特許庁は、フィンランドについての国際登録に何らの支障も認められなかった場合は、異議申立を拒絶する。

異議申立に基づいて、特許庁が国際登録はフィンランドにおいて無効である旨又は部分的効果のみを有する旨を決定した場合は、特許庁は、そのことについて特許庁の一覧に記載する。登録を部分的又は全面的に拒絶する決定が確定したときは、当該決定を意匠公報において公告する。

第 44g 条

特許庁は、フィンランドを指定する国際登録の如何なる変更についても国際事務局に通知する。

意匠が国際登録簿から部分的又は全面的に抹消された場合は、特許庁は、必要に応じ、これを特許庁の一覧から抹消する。フィンランドにおける国際登録の効力に関する変更は、意匠公報において公告しなければならない。

第 44h 条

フィンランドに住所を有さない国際登録所有者が特許庁に陳述書を提出することを希望する場合は、当該所有者は、欧州経済地域に居住する代理人を任命しなければならない。

第 IX 章 特別規定

第 45 条

フィンランド国内に住所を有さない意匠権所有者は、意匠権に関する事項において自己の代理として召喚状又はその他の書類を受領する権限を付与された欧州経済地域に居住する代理人を有さなければならない。ただし、刑事事項での召喚状又は裁判所に出頭すべき旨の当事者に対する命令についてはこの限りでない。代理人については、意匠登録簿に登録するために報告される。

第 46 条

政府は、相互主義が存在することを条件として、第 12 条又は第 45 条に定める規則について、外国に居住するか又はこれらの条にいう権限を有しフィンランド意匠登録簿に記載されている代理人を当該外国において有する出願人又は意匠権所有者に関してはこれを適用しない旨を定めることができる。

第 46a 条

特許庁が出願人、異議申立人又は意匠権所有者に対してその者が特許庁に届け出ている宛先にその決定を通知できなかった場合は、当該決定は、フィンランド特許登録庁が発行する意匠公報においてそれを公告することにより、通知することができる。

第 47 条

意匠登録出願、登録の更新若しくは意匠の補正の申請又は共同体意匠若しくは国際登録の出願に関しては、出願人又は申請人は、出願手数料、更新手数料、意匠の補正手数料、共同体意匠出願の送付手数料又は国際登録出願の送付手数料及び該当する場合は次の追加手数料を納付しなければならない。すなわち、意匠登録の対象となる物品が複数の分類に関わる場合は、2 つ目以降の各分類についての分類手数料；複数登録の場合は、2 つ目以降の各意匠についての複数登録手数料；見本保管に関する保管手数料；複数の表示が提出される場合は、2 つ目以降の各表示についての公告手数料；意匠登録簿へのその他の記載についての別立て手数料。現行登録期間満了後の手数料納付の場合は、割増更新手数料の納付を要する。政府は、本法に基づいて納付を要する手数料を決定する。

第 48 条

登録出願、出願分割、登録出願の処理、登録公告、意匠登録簿及び特許庁の任務に関する詳細規定は、政令で定める。

特許庁は、登録出願及びその処理、登録意匠、意匠登録簿、意匠権に関する事項の公告並びにその他類似の技術的事項に関して技術的詳細規則を定めることができる。

第 49 条

本法は、1971 年 4 月 1 日から施行する。

施行及び補正の申請

10. 5. 1991/802 :

本法は、政令に定める日から施行する。

26. 6. 1992/578 :

本法は、1992年9月1日から施行する。

13. 11. 1992/578 :

本法は、1993年3月1日から施行する。

18. 12. 1992/1411 :

本法は、政令に定める日から施行する。(政令 1342/93 に従って 1994 年 1 月 1 日から施行した法律 1411/92)

21. 4. 1995/718 :

本法は、1995年9月1日から施行する。

12. 7. 2002/596 :

本法は、2002年8月1日から施行する。

本法はまた、その施行前に登録された意匠及び本法施行前にされた出願を基礎として登録される意匠についても適用される。ただし、本法施行時に効力を有する法規定は、本法施行前にされた登録出願を基礎として登録された意匠の取消についても適用される。

本法施行前にされた登録出願は、本法施行時に効力を有していた法規定に従って処理され、かつ、決定される。

本法施行時に何人かが本法施行時に効力を有していた法規定では意匠権所有者の同意を必要としなかった方法によりフィンランドにおいて意匠を使用する場合は、当該同意が本法に基づいて必要とされるときであっても、その者は当該意匠の使用を継続することができる。この権利は、当該意匠を使用するための実質的な措置を講じた者もこれを享受する。

20. 12. 2002/1215 :

本法は、2003年1月1日から施行する。

21. 7. 2006/685 :

本法は、2006年9月1日から施行する。

本法第 35a 条はまた、本法施行前に係属していた紛争についても適用される。

本法施行前に係属していた紛争については、第 36a 条の規定ではなく、本法施行時に効力を有していた法規定が適用される。

3. 12. 2010/1058 :

本法の施行に関する規定は、政令で定める。

本法の施行時に係属している意匠登録出願については、本法の規定が適用される。ただし、第 18 条に従って既に特許庁により公告されている登録出願は、本法施行時に効力を有していた法規定に従って処理され、かつ、決定される。

本法の実施に必要な措置は、本法の施行前に講じることができる。

14. 4. 2011/356 :

本政令は、2011年5月1日から施行する。

22. 7. 2011/862

本法は、2011年1月1日から施行する。

31. 1. 2013/109

本法は、2013年9月1日から施行する。

本法の施行前に特許庁が下した決定に対する審判請求は、本法施行時に効力を有した法律の規定に従う。

本法の施行前に地方裁判所に提起された紛争、出願又は刑事事件は、本法施行時に効力を有した法律の規定に従って審理される。

本法の実施に必要な措置は、本法施行前に講じることができる。